

松川町では、第 4 次松川町総合計画の将来像である「人の和のある地域協働のまち まつかわ」を実現するため、新たな“行財政改革大綱”として「松川町自治体経営改革プラン（H18～22 年度）」を策定（平成 18 年 3 月）し、全 34 項目について具体化に向けた改革の取組みを進めています。

☆平成 21 年度までの取組状況は、・・・。

- ↑ 目標を上回っている 5 項目
- 順調に進捗している 27 項目
- ↓ 進捗が遅れている 2 項目

改革プランの基本方針

(1) 住民参画と情報共有による自治体経営の推進

持続可能な自治体経営をしていくため、住民参画による地域協働を目指し、町政運営の全ての段階において、参画する機会が提供されるシステムの構築を目指します。

(2) 効率的な経営システムの実現

人材育成や能力・成果主義に基づく人事管理制度等により、役場を自治体経営の地域戦略本部とすることを目指します。また、地域協働や外部委託など新たな公共的サービス提供者を見出していくことにより、小さな役場組織を指向します。

(3) 健全な財政運営の確立

第 4 次総合計画や、予算、行政評価などの行政システムを変革し、健全な財政運営を確立します。また、国と地方の財政緊迫の中、受益者負担以外の住民負担増をできる限り避けるため、コスト分析による受益者負担の適正化を図ります。

プランの進捗状況

- ・実施年度表記の、「◎」は実施（概ね達成）「○」は一部実施「△」は準備検討を意味します。また、当初の目標を上回り達成している場合は「☆」と表記しています。
- ・実施状況をできる限り具体的に記載するとともに、各年度の進捗状況の相違は、「⇒」で表示しています。（目標を上回っているものは青色、進捗が遅れているものは赤色）

（進捗状況一覧表）

1 住民参画と情報共有による自治体経営の推進

基本方針	改革項目	18	19	20	21	22
(1) 住民参画の促進	①自治会担当職員による地域づくり支援	○	○	◎	◎	◎
	②自治基本条例の研究・制定	△	△⇒○	△⇒○	△⇒○	◎
	③まちづくり懇談会とまちづくり出前講座の実施	◎	◎	◎	◎	◎
	④地域づくり交付金（仮称）の創設	△	◎	◎	◎	◎
	⑤町民提案型まちづくり事業の導入	△	◎⇒○	◎	◎	◎
	⑥ボランティア団体や NPO などへの支援	○	○	○	○	○

(2) 情報の共有と透明性の確保	①徹底した情報公開の推進	◎	◎	◎	◎	◎
	②広報「まつかわ」の充実	◎	◎	◎	◎	◎
	③パブリックコメントの導入	○	○	◎⇒ ☆	◎⇒ ☆	◎
	④審議会などへの住民参画と情報公開	○	○	◎	◎	◎

## 2 効率的な経営システムの実現

基本方針	改革項目	18	19	20	21	22
(1) 人材育成の推進	①松川町職員人材育成基本方針の策定・推進	◎	◎	◎	◎	◎
	②育成型ジョブローテーションとエキスパート配置の実施	◎	◎	◎	◎	◎
	③職員研修の強化	◎	◎	◎	◎	◎
	④他自治体・民間企業等との人事交流	△	△⇒○	○	◎⇒○	◎
	⑤接客力の向上とITによる住民窓口サービスの充実	○	◎	◎	◎	◎
(2) 納税者が納得する人事給与制度改革	①昇任試験制度の充実と希望降格制度の導入	○	◎⇒○	◎	◎	◎
	②能力成果主義による人事考課制度の導入	○	○	◎	◎	◎
(3) 組織の強化・充実	①組織機構改革とグループ制の導入	△	○	◎	◎	◎
	②地方分権時代の特別職のあり方再考	△	○⇒◎	○⇒◎	○⇒◎	◎
(4) 魅力ある保育・教育環境の整備	①保育所の統合と保育サービスの充実	△	○	○	○	○
	②より良い小学校施設の整備	△	△	○⇒△	○⇒◎	◎

## 3 健全な財政運営

基本方針	改革項目	18	19	20	21	22
(1) 歳入の確保と住民負担の適正化	①受益者負担の適正化（一 上下水道, 保育料, 国保, 介護保険）	○	○	○	○	◎
	②受益者負担の適正化（二 公共施設使用料）	△	○⇒△	◎⇒○	◎	◎
	③地域協働による基盤整備・維持管理の推進	△	△	◎⇒○	◎⇒○	◎
	④町税等の収納率の向上	◎	◎	◎	◎	◎
	⑤合理的な資産の管理	○	○	○	○	○
	⑥広告料収入等新たな財源の確保	△⇒○	◎	◎	◎	◎
(2) 歳出の抑制と最適化	①松川町職員数適正化計画の推進	◎	◎	◎	◎	◎
	②行政評価制度の充実	○	◎	◎	◎⇒ ☆	◎
	③補助金の適正な交付	○	○	◎	◎	◎
	④中期財政計画の策定・公表	○⇒◎	◎	◎	◎	◎
	⑤工事等契約部門の設置と効率的な入札方式の導入	△	○	◎	◎	◎
(3) 民間活力の活用	①指定管理者制度の活用と外郭団体の健全経営	○	◎	◎	◎	◎
	②行政パートナー制度の導入	△	○	◎	◎	◎

## 改革項目別の進捗状況

### 1 住民参画と情報共有による自治体経営の推進

#### (1) 住民参画の促進

改革項目	①自治会担当職員による地域づくり支援		主担当：総務課		
実施内容	自治会担当職員の目的と役割を明確化し、自治会の地域づくり活動や地域協働に対して人的知的支援（補助金の交付から→補助人の配置へ）を行います。 自治会担当職員が中心となって、自治組織（区会、自治会など）の規約や地区計画策定、地域づくり活動などを側面から支援するとともに、自治会加入率の向上に取り組みます。 ・自治会担当職員設置要綱（仮称）を整備します。（平成 18 年度）				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	○	○	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	＊自治会担当職員制実施要綱を整備（H18/10）。2 自治会を 2 人で担当するサポート体制の強化。 ＊自治会と協働で自治会加入推進を実施（2 自治会）。				
19 年度の実施状況	＊自治会と協働で自治会加入推進を実施（1 自治会）。 ＊自治会の支援体制強化と活性化のため、自治会担当職員の配置見直しを実施。				
20 年度の実施状況	＊自治会アンケートによる結果を参考に自治会担当職員の配置見直しを実施。				
21 年度の実施状況	＊制度の活性化を図るため自治会担当職員の配置見直しを実施。 ＊自治会ハンドブックを作成、区長自治会長会で配布。				

改革項目	②自治基本条例の研究・制定		主担当：総務課		
実施内容	自治体経営の基本となる原則や制度を定め、町民と行政の役割を明らかにするため、町の「憲法」となる自治基本条例について、住民意見を反映しながら研究を行い、制定します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	△	<u>△⇒○</u>	<u>△⇒○</u>	<u>△⇒○</u>	◎
18 年度の実施状況	＊19 年度検討開始の準備				
19 年度の実施状況	＊自治基本条例に関する講演会（職員、議員、審議会委員等を対象）を開催。				
20 年度の実施状況	＊住民参加による条例制定に向け、職員によるワーキンググループ設置、勉強会を実施。				
21 年度の実施状況	＊ワーキンググループ職員による勉強会を実施。				

# 1 住民参画と情報共有による自治体経営の推進

## (1) 住民参画の促進

改革項目	③まちづくり懇談会とまちづくり出前講座の実施		主担当：総務課		
実施内容	<p>情報の共有化を図るため、区会（8）、自治会（74）、各種活動団体を対象に、まちづくり懇談会を原則として毎年実施します。</p> <p>町の施策や制度を分かりやすく情報提供するため、まちづくり出前講座を積極的に実施します。</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	◎	◎	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	<p>*全自治会を対象に、まちづくり懇談会を実施（68自治会、参加者 1,460名、全職員参加）。</p> <p>*まちづくり出前講座は、ゴミ分別、自主防災など担当ごとに積極的に実施。</p>				
19 年度の実施状況	<p>*年度当初に出前講座メニューを作成、32自治会でまちづくり懇談会と出前講座を共催したことにより女性参加率が向上。（66自治会、参加者 1,441名）</p>				
20 年度の実施状況	<p>*まちづくり出前講座と共催、まちづくり懇談会実施（54自治会、参加者 1,140名）。</p> <p>*今後は、自治会以外のまちづくり懇談会を実施していく予定。</p>				
21 年度の実施状況	<p>*まちづくり出前講座と共催、まちづくり懇談会実施（57自治会、参加者 1,256名）</p> <p>*個別案件で自治会に出向く事象があり、行政と自治会との距離が近くなっている。</p>				

改革項目	④地域づくり交付金（仮称）の創設		主担当：総務課		
実施内容	<p>地域協働の担い手である区会、自治会の主体的な活動に対する支援策として、その実態に応じて柔軟に活用できる地域づくり交付金（仮称）を創設し、区長・自治会長手当や道路愛護費等各種補助金のあり方を見直します。</p> <p>・平成 19 年度交付を目途に、交付金化の検討及び要綱等の整備を行います。（平成 18 年度）</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	△	◎	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	<p>*「住みよい地域社会活動交付金交付要綱」を整備（H18/11）。</p>				
19 年度の実施状況	<p>*「住みよい地域社会活動交付金交付要綱」を施行（H19/4）。</p>				
20 年度の実施状況	<p>*8区、73自治会への「住みよい地域社会活動交付金」を交付。</p> <p>*自治会活動の実態を鑑み、ごみ分別リサイクル等に関する経費として、均等割 1自治会 5,000円を加算。（H21年度より）</p>				
21 年度の実施状況	<p>*8区、72自治会への「住みよい地域社会活動交付金」を交付。</p> <p>*自治会活動の実態を鑑み、ごみ分別リサイクル等に関する経費として、均等割 1自治会 5,000円を加算。（交付実績 7,897千円）</p>				

# 1 住民参画と情報共有による自治体経営の推進

## (1) 住民参画の促進

### ☆地域協働重点プロジェクト

改革項目	⑤ 町民提案型まちづくり事業の導入				主担当：総務課
実施内容	<p>町民の自由な発想による提案を受け付け、公開プレゼンテーションなど透明性の高いルールにより事業を選定する新たな仕組みとして、町民提案型まちづくり事業を導入します。（現行のふるさとづくり事業は本事業へ包含するものとします。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 19 年度の事業実施にむけ検討及び要綱等の整備を行います。（平成 18 年度）</li> </ul>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	△	◎⇒○	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	<p>* 庁内関係部署間協議等の実施。 * ふるさとづくり事業において近年実施数の多い「花いっぱい運動」について、道路環境整備（アダプト制度など）と連携した事業化を検討。</p>				
19 年度の実施状況	<p>* まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金交付要綱を策定（H20/2）。 * ふるさとづくり事業の半分以上を占めていた「花いっぱい運動」への支援は、アダプト制度との関連性を重視させ、花いっぱい美化活動補助金交付要綱を策定（H20/2）。</p>				
20 年度の実施状況	<p>* まつかわ町民提案型町づくり事業を実施（8 事業採択）。 * 花いっぱい美化活動事業を実施（18 団体採択）。</p>				
21 年度の実施状況	<p>* まつかわ町民提案型町づくり事業を実施（8 事業採択）。 * 花いっぱい美化活動事業を実施（18 団体採択）。</p>				

改革項目	⑥ ボランティア団体や NPO などへの支援				主担当：総務課 保健福祉課
実施内容	<p>ボランティア情報の収集、提供や啓発などにより、自発的に参加しやすい環境づくりに取り組むとともに、ボランティア団体や NPO などの活動に対する支援体制を充実、強化します。</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	○	○	○	○	○
18 年度の実施状況	<p>* 災害救援ボランティアセンター立上げ訓練を実施（社会福祉協議会共催）し、多数のボランティアが参加した。（総務課） * 社会福祉協議会を通じてボランティアセンター活動に対し、補助金（3,749 千円）による支援を実施。（保健福祉課）</p>				
19 年度の実施状況	<p>* 災害ボランティアセンター立上げ訓練を実施。（総務課） * 社会福祉協議会を通じてボランティアセンター活動事業に対して、補助金（3750 千円）による支援を実施。（保健福祉課）</p>				
20 年度の実施状況	<p>* 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練（社会福祉協議会共催）を実施。（総務課） * 社会福祉協議会を通じてボランティアセンター活動事業に対して、補助金（4320 千円）による支援を実施。（保健福祉課）</p>				
21 年度の実施状況	<p>* 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練（社会福祉協議会共催）を実施。（総務課） * 社会福祉協議会を通じてボランティアセンター活動事業に対して、補助金（4500 千円）による支援を実施。（保健福祉課）</p>				

# 1 住民参画と情報共有による自治体経営の推進

## (2) 情報共有と透明性の確保

改革項目	①徹底した情報公開の推進				主担当：総務課
実施内容	ホームページを中心に、広報誌、ケーブルテレビなどの広報媒体により、政策に関する情報について、徹底した公開を行います。 公開時期については、できる限り速やかに公開します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	◎	◎	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	*見やすいHPを目指しリニューアルを実施（H18/11）し、掲載情報量を拡充。				
19 年度の実施状況	*パブリックコメント手続や会議及び会議録の公開（別掲）の試行により、会議情報等については積極的な情報公開を実施。				
20 年度の実施状況	*携帯電話用HP（モバイル）を製作、運用実施。（H20/12～） *見やすいHPを目指し、リニューアル実施。（H21/3）				
21 年度の実施状況	*制度改正による表示内容の確認、修正業務の依頼、修正実施 *定住自立圏構想協定事項の研究（電子メール配信システムの構築・運営、地域コミュニティサイトの構築・運営）				

改革項目	②広報「まつかわ」の充実				主担当：総務課 生涯学習課 議会事務局
実施内容	広報「まつかわ」と公民館報「まつかわ」を統合し、読者の側に立った分かりやすい広報誌となるよう充実を図ります。 ・広報「まつかわ」と公民館報「まつかわ」を統合します。（平成 18 年度）				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	◎	◎	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	* 広報紙と公民館報を統合（H18/4）。				
19 年度の実施状況	* 広報紙のページ数を増加し、情報量の充実を図りました。（総務課） * 議会だより編集委員会において、議会だよりを発行（年 4 回）、住民アンケートを実施。（回答結果を第 96、97 号に掲載）（議会事務局）				
20 年度の実施状況	* 行政情報が的確にわかるように、記事の配置や行政用語をわかり易い表現にするなど紙面製作に取り組む。（総務課）				
21 年度の実施状況	* 試行として、町内のコンビニエンスストアの広報誌を配置。（H21/10～）（総務課） * 公民館編集部員の対し、課題意識向上のための学習会を設け、公民館報の学習資料化に取り組む。（生涯学習課）				

# 1 住民参画と情報共有による自治体経営の推進

## (2) 情報共有と透明性の確保

改革事項	③パブリックコメントの導入				主担当：総務課
実施内容	<p>行政手続法の改正を踏まえ、住民の意見や要望を的確に把握し、政策に反映するとともに、透明性の高い自治体経営を推進するため、パブリックコメントを導入します。</p> <p>原案策定の段階から公表して広く意見を募集し、多くの意見を政策決定に反映させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント（住民意見提案手続制度）の実施要綱を整備します。（平成 18 年度）</li> <li>・町の一定の政策（事業、計画、制度など）について、パブリックコメントを完全実施します。（平成 20 年度）</li> </ul>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	○	○	◎⇒☆	◎⇒☆	◎
18 年度の実施状況	*パブリックコメントの内規を策定し、試行開始（H18/4～）。				
19 年度の実施状況	*パブリックコメント手続条例及び、その目的達成のために必要となる会議及び会議録の公開条例（別掲）と同時に条例制定（H19/12）。				
20 年度の実施状況	*パブリックコメント手続条例、会議及び会議録の公開条例を施行（H20/4）。 パブリックコメント手続数＝3 件、提出意見数＝20 件				
21 年度の実施状況	*パブリックコメント手続＝2 件、提出意見数＝2 件				

改革項目	④審議会などへの住民参画と情報公開				主担当：総務課 生涯学習課
実施内容	<p>審議会の委員へは、住民枠や住民公募枠を可能な限り採用し、住民参画を推進します。また、男女共同参画の視点から女性委員の登用を積極的に行います。審議会などの審議状況を明らかにするため、議事録や会議資料については、ホームページなどにより速やかな情報公開を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会委員の任用に関する住民枠や住民公募枠及び女性委員の登用について、一定のルールを検討します。（平成 18～19 年度）</li> <li>・全ての審議会の審議状況についてホームページによる情報公開を行います。（平成 19 年度）</li> </ul>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	○	○	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	*審議会状況は一部を HP で公開。（総務課） *男女共同参画推進プランに基づき、区会や自治会役員等への女性登用を依頼。（保健福祉課）				
19 年度の実施状況	*会議及び会議録の公開に関する条例を制定（H19/12）。（総務課） *男女共同参画推進条例を制定（H19/12）し、「審議会等の男女の委員数の均衡を図るよう努める」と規定。（保健福祉課）				
20 年度の実施状況	*会議及び会議録の公開に関する条例を施行（H20/4）。 *町民提案型まちづくり事業選考委員会等において公募委員を登用。 *審議会委員への公募等に関するルールは、今後自治基本条例の検討とあわせて規定等の検討を進める。（総務課） *男女共同参画推進プランに基づき、講座等事業を実施。また、プランの地域拡大を図るため、地区推進委員（区、地区公民館推薦各 1 名）を区、地区公民館に提案し、平成 21 年度から設置する。（生涯学習課）				
21 年度の実施状況	*附属機関等の委員の公募に関する要綱を施行（H21/7）。公募の実施数＝3 機関、公募委員数＝8 名 *男女共同参画推進プランに基づき、講座等事業を実施。プランの地域拡大を図るため、地区推進員（区、地区公民館推薦各 1 名）を設置。（H21.4）（生涯学習課）				

## 2 効率的な経営システムの実現

### (1) 人材育成の推進

改革項目	①松川町職員人材育成基本方針の策定・推進		主担当：総務課		
実施内容	地域戦略本部としてのプロフェッショナル職員を確保・育成するため、松川町職員人材育成基本方針（平成 18 年）により、職場環境・職員研修・人事管理を連動させ、総合的に人材育成を図ります。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	◎	◎	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	* 職員人材育成推進委員会を設置（H18/4 月）し、5 回の委員会を開催し、基本方針に基づく人材育成を推進。				
19 年度の実施状況	* 職員人材育成推進委員会を開催。				
20 年度の実施状況	* 職員人材育成推進委員会を開催し、基本方針の取組項目の進捗を確認。				
21 年度の実施状況	* 職員人材育成推進委員会を開催し、基本方針の取組項目の進捗を確認。				

改革項目	②育成型ジョブローテーションとエキスパート配置の実施		主担当：総務課		
実施内容	自己申告制度を導入し、職員の経歴を的確に把握しながら、育成型ジョブローテーションとエキスパート配置を実施することにより、プロフェッショナルな職員を育成します。 ・自己申告制度による経歴管理を実施します。（平成 18 年度）				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	◎	◎	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	* 自己申告制度による経歴管理を実施（H19/1）し、人事配置や能力開発等に活用。				
19 年度の実施状況	* 自己申告制度による経歴管理を実施（H20/1）し、人事配置や能力開発等に活用。				
20 年度の実施状況	* 自己申告制度による経歴管理を実施（H21/1）し、人事配置や能力開発等に活用。				
21 年度の実施状況	* 自己申告制度による経歴管理を実施（H22/1）し、人事配置や能力開発等に活用。21 年度よりフィードバック方法を改善し、上司による部下の人材育成につなげた。（H17～20 年度までの異動希望活用率 88%）				

## 2 効率的な経営システムの実現

### (1) 人材育成の推進

改革項目	③職員研修の強化				主担当：総務課
実施内容	職員の能力向上、意識改革の動機づけを行い、人材育成を図るため、研修計画を体系化し、自己啓発、OJT※（職場研修）、職場外研修を組み合わせ、総合的かつ計画的に実施します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	◎	◎	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	*「職員研修計画」を策定し、体系的な職場外研修への派遣数を増加させるとともに、自発的な研修派遣を勧めるため特別研修制度を実施。				
19 年度の実施状況	*「職員研修計画」を策定し、計画に基づく派遣を実施。				
20 年度の実施状況	*「職員研修計画」を策定し、計画に基づく派遣と全職員対象の研修会を実施。 * 北部地区ふるさと振興協議会開催の職員研修会へ積極的に参加（2回）。				
21 年度の実施状況	*「職員研修計画」を策定し、計画に基づく派遣と全職員対象の研修会を実施。 * 北部地区ふるさと振興協議会開催の職員研修会へ積極的に参加。 * 全国地域リーダー養成塾への派遣研修を H15 年度より毎年継続して派遣。				

改革項目	④他自治体・民間企業等との人事交流				主担当：総務課
実施内容	組織の活性化と人材育成のため、県や他市町村との人事交流を積極的に実施します。 公務員に欠如しがちなサービス精神、コスト意識、スピード感覚等を身に付けるため、民間企業との人事交流について、実施方法や相手先等を検討します。 ・長野県等との人事交流を継続します。（平成 18 年度～）				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	△	<u>△⇒○</u>	○	<u>◎⇒○</u>	◎
18 年度の実施状況	* 長野県から交流派遣職員（1名）の受け入れを行う。 * 下伊那北部ふるさと振興局を中心に部署ごとのワーキング会議を実施。				
19 年度の実施状況	* 長野県から交流派遣職員（1名）の受け入れと県への派遣（1名）を実施。 * 下伊那北部ふるさと振興局を中心に部署ごとのワーキング会議を実施。				
20 年度の実施状況	* 下伊那北部町村間での人事交流派遣（保育士）を H21 実施するよう合意。 * 下伊那北部ふるさと振興局を中心に部署ごとのワーキング会議を実施。				
21 年度の実施状況	* 下伊那北部町村間での人事交流派遣（保育士、高森町）を実施。 * 下伊那北部ふるさと振興局を中心に部署ごとのワーキング会議を実施。				

## 2 効率的な経営システムの実現

### (1) 人材育成の推進

改革項目	⑤接客力の向上とITによる住民窓口サービスの充実		主担当：住民税務課 総務課		
実施内容	<p>窓口サービスアップ実践マニュアルの徹底（職員研修の実施）と庁舎環境改善（分かりやすい案内板の設置など）により、来庁者への住民サービス向上を図ります。</p> <p>来庁者に対するアンケートを実施し、職員の接客や庁舎環境改善に関する意見を伺います。</p> <p>ホームページへ各種申請書のダウンロードサービスや申請手続案内を充実させるなどITを通じた住民サービスの向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者に対する接客態度アンケートを実施します。（平成18年度）</li> <li>・HPへ、役場における手続案内と各種申請書を掲載します。（平成19年度）</li> </ul>				
実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	○	◎	◎	◎	◎
18年度の実施状況	<p>*窓口サービスアップ実践マニュアルの徹底。</p> <p>*来庁者に対する接客アンケートを実施。（結果は、概ね良い評価）（住民税務課）</p> <p>*各種申請書のダウンロードサービスを整備。（総務課）</p>				
19年度の実施状況	<p>*窓口サービスアップ実践マニュアルの再確認を実施。（住民税務課）</p> <p>*各種申請書のダウンロードサービスを順次整備するとともに、電子申請システム導入の準備を実施。（総務課）</p>				
20年度の実施状況	<p>*窓口サービスアップ実践マニュアルの再確認と届出書等の記載例の一部整備。</p> <p>*休日の証明書交付窓口開設に向けた検討を実施。（住民税務課）</p> <p>*各種申請書のダウンロードサービスを拡充し、電子申請システムを運用開始（H21/1）。（総務課）</p>				
21年度の実施状況	<p>*窓口での個人情報保護と窓口サービス向上のため課内の意見を募った。</p> <p>*休日（土曜日）の証明書交付窓口開設に向けた検討を実施。（住民税務課）</p>				

### (2) 納税者が納得する人事給与制度改革

改革項目	①昇任試験制度の充実と希望降格制度の導入		主担当：総務課		
実施内容	<p>年功的に一律に毎年昇給昇格する現行制度を、抜本的に見直します。</p> <p>管理職等昇格昇任試験制度（平成16年度～）を充実させます。</p> <p>昇格人事の透明性を高める一方で、さまざまな理由から職責を全うできない個人的な事情を考慮し、希望降格制度※の導入を検討します。昇任試験制度とあわせて実施することで、組織の活性化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年功序列型の昇格制度を廃止します。（平成19年度）</li> <li>・希望降格制度を導入します。（平成18年度）</li> </ul>				
実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	○	◎⇒○	◎	◎	◎
18年度の実施状況	*昇任試験制度の見直しを実施。				
19年度の実施状況	*希望降格制度について検討を実施。				
20年度の実施状況	<p>*希望降格制度実施要綱を施行（H21/1）。</p> <p>*勤務実績不良等職員の分限処分の指針及び分限処分の取扱要綱を施行（H21/2）。</p> <p>*昇任試験制度の見直しを実施。</p>				
21年度の実施状況	*昇任試験を実施する予定（H22/3）。				

## 2 効率的な経営システムの実現

### (2) 納税者が納得する人事給与制度改革

改革項目	②能力成果主義による人事考課制度の導入		主担当：総務課		
実施内容	<p>目標管理型勤務評定制度を構築し、最終的には全職員を対象とした勤務評定制度を導入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目標管理型勤務評定制度を導入します。</li> </ul> <p>平成 18 年度：試行 平成 19 年度：導入実施 平成 20 年度：昇給及び勤勉手当への反映</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	○	○	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	<p>* 人事評価制度試行ガイドブックにより、全職員を対象に試行。</p> <p>* 公平性透明性の高い制度構築に向け、2 回の職員アンケートを実施。</p>				
19 年度の実施状況	<p>* 年度当初より全職員を対象に本格実施。(給与等への反映は H19 評価結果から段階的に反映。課長について H19 評価結果を H20 勤勉手当へ反映。)</p> <p>* 適格な運用を確保するため、当初・期末時に評価研修を実施。</p>				
20 年度の実施状況	<p>* 全職員を対象に実施。(係長以上について、H20 評価結果を H21 昇給及び勤勉手当へ反映する。)</p> <p>* 適格な運用を確保するため、当初・期末時に評価研修を実施。</p>				
21 年度の実施状況	<p>* 全職員を対象に実施。(係長以上について、H20 評価結果を H21 昇給及び勤勉手当へ反映。)</p> <p>* 適格な運用を確保するため、当初・期末時に評価研修を実施。</p>				

### (3) 組織の強化・充実

改革項目	①組織機構改革とグループ制の導入		主担当：総務課		
実施内容	<p>公共的サービスについて行政と住民の役割を見直し、民間活力の活用による小さな役場組織を検討し、将来の最終的な役場組織機構の目標を示します。</p> <p>現行の係を大括り化することで、組織をフラット&amp;フレキシブル(柔軟)化させ事務の迅速性を向上させるとともに、係内での業務量調整機能を向上させます。</p> <p>複数の課・係に関連する施策や事務事業について、効果的かつ効率的に推進するためグループ制※を導入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループ制を継続実施し、一部の部署について機構を改革します。(平成 18 年度)</li> <li>抜本的な機構改革を実施するため、具体的な検討を継続実施します。</li> </ul>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	△	○	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	<p>* H20/4 実施を目標に機構改革、職員体制を研究・検討。</p>				
19 年度の実施状況	<p>* 庁内プロジェクトを設置し、具体的な検討案を町長へ提言 (H20/1)。</p> <p>* 分課条例及び組織規則を改正 (H20/3)。</p>				
20 年度の実施状況	<p>* 機構改革を実施 (H20/4)。(こども課・定住対策室の新設のほか、係数を 27 から 25 へ統廃合。)</p>				
21 年度の実施状況	<p>* 継続中</p>				

## 2 効率的な経営システムの実現

### (3) 組織の強化・充実

改革項目	②地方分権時代の特別職のあり方再考		主担当：総務課 会計室 教育委員会事務局		
実施内容	<p>地域戦略本部としての役場組織における特別職（助役、収入役及び教育長）の役割について、地方分権時代のあり方を検討します。</p> <p>全国の自治体において、助役・収入役を廃止する動きがあるなかで、地方自治法の改正の動きも踏まえ、検討を行います。</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	△	○→◎	○→◎	○→◎	○
18 年度の実施状況	* 地方自治法の改正（副町長の制度実施、収入役の廃止）。				
19 年度の実施状況	* 副町長制（H19/4～）と会計管理者の設置（収入役の廃止、H19/6～）。				
20 年度の実施状況	* 機構改革により教育長が生涯学習課長を兼務（H20/4～）。				
21 年度の実施状況	* 継続中				

### (4) 魅力ある保育・教育環境の整備

改革項目	①保育所の統合と保育サービスの充実		主担当：こども課		
実施内容	<p>「今後の保育所のあり方に関する基本方針」を策定し、質の高い保育サービスの提供に努めます。</p> <p>保育所の統合については、具体的な整備計画を策定し統合を進めます。</p> <p>民間活力の活用にあたっては、保育サービスの提供を行政が責任をもって行うスタンスを堅持し、市場化テスト※等の手法により保育サービス提供主体の検討を行います。</p> <p>・今後の保育所のあり方に関する基本方針を策定します。（平成 18 年度）</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	△	○	○	○	○
18 年度の実施状況	* 保育所運営委員会へ今後の保育所のあり方に関する基本方針について諮問（H18/5）し、答申（H18/11）を受ける。				
19 年度の実施状況	* 保育所運営委員会へ整備計画について諮問（H19/5）し、保育所整備計画（案）の答申（H19/11）を受ける。				
20 年度の実施状況	* 保育所運営委員会から出された整備計画（案）を、保育園保護者会、子育て親子、地域の皆さんに提案し、意見聴取を実施。				
21 年度の実施状況	* 整備計画（案）について教育委員会で検討、北名子保育園と中央保育園の整備について方向性を決定する予定（H22/3）。				

## 2 効率的な経営システムの実現

### (4) 魅力ある保育・教育環境の整備

改革項目	②より良い小学校施設の整備				主担当：こども課
実施内容	<p>小学校通学区の見直しや統合などについて検討を行い、小学校施設の計画的な整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校通学区の見直しや統合などについて検討を行い、施設整備計画を策定する。(平成 18~19 年度)</li> <li>・施設整備計画に基づき、計画的に小学校施設の整備を進める。(20 年度~)</li> </ul>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	△	△	○⇒△	○⇒◎	◎
18 年度の実施状況	* 小学校 P T A 及び各区町政懇談会において説明を行うほか、広報「まつかわ」への情報掲載等による情報提供を行う。				
19 年度の実施状況	* 町教育委員会において、小学校のあり方検討委員会（教育委員会附属機関）を設置し、答申（H20/2）を受ける。				
20 年度の実施状況	<p>* H19 年度答申に基づき、教育委員会にて検討し、耐震補強工事及び大規模改造工事計画について町長に提案。</p> <p>* 区懇談会及び各校 P T A に説明を実施し、整備計画（事務局原案）を作成。</p>				
21 年度の実施状況	* 松川町小学校耐震化基本方針（案）についてパブリックコメント手続を実施（H21/7）し策定、H21 年度補正予算により、松川中央小学校、松川北小学校の耐震補強工事に着手、H23 年度までに整備完了を目指す。				

### 3 健全な財政運営

#### (1) 歳入の確保と住民負担の適正化

改革項目	①受益者負担の適正化（一） 【上下水道・保育料・国保・介護保険】		主担当：建設水道課 住民税務課 保健福祉課		
実施内容	<p>審議会等による審議を原則とし、コスト分析と指標比較によって、受益者負担の適正化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○上水道料金（平成 19 年度改定）《松川町水道事業経営審議会》</li> <li>○下水道料金《審議会設置予定》</li> <li>○保育料（毎年度）《松川町保育所運営委員会》</li> <li>○国民健康保険（毎年度）《松川町国民健康保険運営協議会》</li> <li>○介護保険（平成 18 年度改定）《松川町介護保険事業計画策定懇話会》</li> </ul>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	○	○	○	○	◎
18 年度の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 水道経営審議会を開催し、答申（H18/11）が示され、H20 を目途に改定予定とする。</li> <li>* 下水道料金審議会の設置は、上水道料金改定との調整により設置する予定。（建設水道課）</li> <li>* 国保税は、国保運営協議会の審議により税額の適正化を図る。（住民税務課）</li> <li>* 介護保険事業計画策定懇話会において、事業計画に基づいた給付見込に対する保険料改正を行い、H20 までの健全運営に努める。（保健福祉課）</li> </ul>				
19 年度の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 上水道は、従量制・用途別の料金について試算検討を実施。（建設水道課）</li> <li>* 下水道料金は、現状分析や試算検討を実施。（建設水道課）</li> <li>* 国保税は、国保運営協議会の審議により税額や制度の適正化を図る。（住民税務課）</li> <li>* 18 年度改定した介護保険料により、適切な制度運営を実施。（保健福祉課）</li> <li>* 保育料は、子育て家庭への支援として、H19 より新たな軽減措置（第 2 子以降 2 割軽減）を実施。（保健福祉課）</li> </ul>				
20 年度の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 上水道は条例改正により休止料金を廃止し、閉開栓手数料を徴収。</li> <li>* 下水道事業経営審議会を開催し、経営状況等を報告、諮問事項を審議する。（建設水道課）</li> <li>* 国保運営協議会の審議により国保税額や制度の適正化を図る。（住民税務課）</li> <li>* 18 年度改定した介護保険料（3 年計画）により、適切な制度運営を実施。（保健福祉課）</li> </ul>				
21 年度の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 上水道事業の決算について、給水収益が減少傾向にあるため、広報で公開し経営状況について住民への周知を図った。（建設水道課）</li> <li>* 下水道事業経営審議会を昨年度から 5 回、視察 1 回開催し、答申を受けた。（建設水道課）</li> <li>* 被保険者等で構成される国保運営審議会の答申を受け、議会の議決を得る。（住民税務課）</li> <li>* 国保運営協議会で審議を経た上で国保税額の決定を行い、適正化を図る。（保健福祉課）</li> <li>* 介護保険事業計画策定懇話会において決定された事業計画に基づき保険料改正を行い、健全運営に努める。（保健福祉課）</li> </ul>				

### 3 健全な財政運営

#### (1) 歳入の確保と住民負担の適正化

改革項目	②受益者負担の適正化（二） 【公共施設使用料】					主担当：生涯学習課 産業振興課 住民税務課 保健福祉課
実施内容	<p>受益者負担の原則により、公共施設を利用する受益者へのサービスに応じた負担を検討し、「使用料の見直しにあたっての基本方針」に基づき、原則としてすべての利用者から適正な使用料を徴収します。</p> <p>町営駐車場（松川 IC）を有料化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町が管理する公共施設（体育館、グラウンドなど）の使用料を見直します。（平成 19 年度）</li> <li>・松川 IC 駐車場の適正な管理方法について検討を行います。（18 年度）</li> </ul>					
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
	△	○⇒△	◎⇒○	◎	◎	
18 年度の実施状況	<p>* 公共施設使用料適正化素案について、関係団体（体育協会、少年少女スポーツクラブなど）へ提示、説明会を開催し利用者の意見聴取を実施。利用者の意見等を踏まえ修正案（H19/3）を作成。（教育委員会事務局）</p> <p>* 安全で安心して利用できるよう駐車場管理システムの構築運用方法等（有料化を含む）について具体的な研究を実施。第 1 駐車場満杯解消のための第 2 駐車場の利用促進誘導や、長期駐車車両の調査による 2 駐車場利用の指導を実施。（産業振興課）</p>					
19 年度の実施状況	<p>* 公共施設使用料は、関係団体からの意見等を踏まえ、修正案を作成。（教育委員会）</p> <p>* 長期駐車車両の第 2 駐車場への利用誘導のため、案内看板の設置や長期駐車車両調査実施による指導（誘導）を実施。（産業振興課）</p>					
20 年度の実施状況	<p>* 社会教育施設使用料に関して、教育委員会等で審議を行い、利用者説明会を実施し、使用料徴収条例を改正。（H21/3）（生涯学習課）</p> <p>* 松川インター駐車場条例を制定（H20/12）し、適切かつ効率的な管理運営のため、民間のノウハウを活かし有料化による管理運営を実施。（H21/4～）（産業振興課）</p>					
21 年度の実施状況	<p>* 松川インター駐車場について、広報誌・HP・有線放送等による施設利用の周知を行い、4 月から有料化とし、利用の平等性や適正な負担が図られ、安全性も向上した。使用料収入は、概ね予定どおりに推移しており、分かりやすい料金体系に一部改正した（H22/1）。（産業振興課）</p>					

#### ☆地域協働重点プロジェクト

改革項目	③地域協働による基盤整備・維持管理の推進					主担当：建設水道課
実施内容	<p>公共土木工事や土地改良事業に関する制度（幹線道路計画、公共土木申請・要望、道路水路の維持修繕など）等について、地域協働（地元施行や地元負担など）の視点から、総合的な検討を行い、今後のあり方を示します。</p> <p>地元施行や原材料支給、アダプト制度など地域協働に対する支援強化策について検討します。</p>					
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
	△	△	○⇒△	○⇒△	◎	
18 年度の実施状況	<p>* 主要幹線道路整備計画を策定（H19/3）。（建設水道課）</p> <p>* 土地改良事業関係について、補助金交付規程に該当しない要望や災害緊急時対応のあり方について検討を実施。（産業振興課）</p>					
19 年度の実施状況	<p>* 公共土木工事等の受益者負担制度の検討を実施。（建設水道課）</p> <p>* 土地改良事業について、「水路断面が大きく工事費がかかるため地元負担に耐えられない箇所」の県補助事業等で対応について検討を実施。（産業振興課）</p>					
20 年度の実施状況	<p>* 公共土木工事は、単費継続工事路線と新規採択路線のあり方を検討するとともに、引き続き補助金交付規程など制度の検討の実施。</p> <p>* 土地改良事業については、引き続き補助事業等の検討実施。</p>					
21 年度の実施状況	<p>* 公共土木工事の継続工事路線の完了を見据える中で、引き続き補助金制度の検討の実施。</p> <p>* 土地改良事業について、引き続き補助事業の検討の実施。</p>					

### 3 健全な財政運営

#### (1) 歳入の確保と住民負担の適正化

改革項目	④町税等の収納率の向上					主担当：住民税務課 保健福祉課 建設水道課 こども課
実施内容	滞納処分（差押など）の適正な運用と徴収体制の強化を図り、町税等の収納率を向上させます。 悪質な滞納者に対する行政サービスの制限について、他自治体の例を参考にしながら、実施を視野に入れた具体的な検討を行います。					
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
	◎	◎	◎	◎	◎	
18 年度の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 住民税務課内に差押チームを編成し、滞納者の預貯金不動産等の差押えを行うとともに、県職員との協働徴収を実施。（住民税務課）</li> <li>* 保育料は 100% 徴収、介護保険料は、係全体での徴収を実施。（保健福祉課）</li> <li>* 給水停止取扱要綱（H18/12）を定め、徴収の強化を図る。（建設水道課）</li> </ul>					
19 年度の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 収納対策会議の定期的開催、差押チームによる預貯金調査や差押えを実施するとともに、県との協働徴収を実施。（住民税務課）</li> <li>* 保育料は 100% 徴収。（保健福祉課）</li> <li>* 給水停止取扱要綱により 3 ヶ月以上又は 5 万円以上の滞納者に対して、特別の理由が無い限り給水停止措置を実施し、過年度未収金は 5 割減。（建設水道課）</li> </ul>					
20 年度の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 収納対策会議の開催と臨戸訪問を毎月実施。</li> <li>* 差押チームによる預貯金調査や差押えを実施、徴収強化策としてタイヤロックを導入。（住民税務課）</li> <li>* 水道料は、給水停止取扱要綱により該当する滞納者に対して給水停止措置を実施し徴収率の向上を図る。（建設水道課）</li> </ul>					
21 年度の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 収納対策会議と臨戸訪問を毎月行なうとともに、差押チームなどにより悪質滞納者の財産差押え、また大口困難案件の県との協働滞納整理の拡充と強化。（住民税務課）</li> <li>* 介護保険料、後期高齢者医療保険料は定期的に督促と滞納整理を実施（保健福祉課）</li> <li>* 水道料は、給水停止取扱要綱に基づき収納率の向上を図る。（建設水道課）</li> </ul>					

改革項目	⑤合理的な資産の管理				主担当：総務課
実施内容	<p>町が所有している土地や建物等の普通財産について、これまで以上に有効活用を図るとともに、売却や貸付等により有効活用できる未利用財産を洗い出し、一定の基準を策定し公平性を確保した上で、計画的に処分するなど合理的な資産管理を行います。</p> <p>町が賃借している土地について、借地料の見直しを行うとともに、長期間にわたる賃借物件については、積極的に買収を推進します。</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	○	○	○	○	○
18 年度の 実施状況	* 財産台帳の見直し整備に着手。				
19 年度の 実施状況	* 町貸付土地賃貸料について、固定資産税評価額を基本とした一定の基準を策定（H19/4）。 * 財産台帳の見直し整備を進め、土地については概ね終了。				
20 年度の 実施状況	* 町貸付土地賃貸料について、固定資産税評価額を基本とした一定の基準に基づき、H21 年度改定を実施。（H21/3）。				
21 年度の 実施状況	* 町貸付土地賃貸料について、固定資産税評価額を基本とした一定の基準に基づき、改定した賃貸料により貸付を実施。（H21/4～） * 町有建物台帳の整備に着手し、基本的データの整備を実施。				

### 3 健全な財政運営

#### (1) 歳入の確保と住民負担の適正化

改革項目	⑥ 広告料収入等新たな財源の確保				主担当：総務課
実施内容	<p>平成 16 年度より窓口封筒で実施している広告掲載について、役場業務用封筒、ホームページ、広報誌などへ拡大し、総合的な広告掲載事業として制度化します。</p> <p>地域協働の視点から、広告パートナー制度※を導入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 19 年度実施に向け、広告パートナー制度に関する要綱を整備します。（平成 18 年度）</li> </ul>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	△⇒○	◎	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	* 広告掲載事業実施要綱及び広告パートナー事業実施要領を整備（18 年 6 月）し、広告掲載事業を開始。（H18 広告掲載料総額 267 千円）				
19 年度の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 窓付き封筒（納税通知書等）への広告募集を実施。</li> <li>* 前年度まで掲載のなかった HP バナー広告について広告掲載を実施。（H19 広告掲載料総額 389 千円）</li> </ul>				
20 年度の実施状況	* 自治会隣組回覧用トートバックへの広告募集を実施。（H20 広告掲載料総額 287 千円）				
21 年度の実施状況	* H21 広告掲載料総額 147 千円（H21/12 現在）				

#### (2) 歳出の抑制と最適化

改革項目	① 松川町職員数適正化計画の推進				主担当：総務課
実施内容	<p>「松川町職員数適正化計画（平成 18～22 年度）」により、組織が硬直化することのないよう新規人材の確保を適切に行いながら、計画的に正規職員の削減に取り組みます。</p> <p>現行の退職勧奨制度を見直し、家庭や健康など様々な理由により早期退職を希望する職員に対して退職金の優遇措置を講ずることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>松川町職員数適正化計画により、H17/4 現在 119 名の正規職員数を H22/4 において 101 名（▲18 名）とします。（現行の事務量を想定）</li> <li>毎年 1 名以上の定期的な新規人材の確保を実施します。（H18～22）</li> <li>退職勧奨制度を見直します。（平成 18 年度）</li> </ul>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	◎	◎	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 職員適正化計画に基づく定員管理を実施。（H18/4 職員数：116）</li> <li>* 退職勧奨制度を見直す（勧奨年齢 55～59 歳）とともに、年金の支給年齢引き上げに伴う高齢者雇用安定法の改正に対応する措置として、再雇用職員制度を新設。</li> </ul>				
19 年度の実施状況	* 職員適正化計画に基づく定員管理を実施。（H19/4 職員数：計画 109／実績 107）				
20 年度の実施状況	* 職員適正化計画に基づく定員管理を実施。（H20/4 職員数：計画 106／実績 104）				
21 年度の実施状況	* 職員数適正化計画の基づく定員管理を実施するとともに、行政サービス増に伴い 1 年前倒しで計画の見直しを実施。（H21/4 職員数：計画 103／実績 103）				

### 3 健全な財政運営

#### (2) 歳出の抑制と最適化

改革項目	②行政評価制度の充実				主担当：総務課
実施内容	<p>総合計画や予算編成と連動させることで、行政評価制度を充実し、行政サービスの効率性を向上させます。</p> <p>住民に対する説明責任を確保するため、行政評価資料を分かりやすく公開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第三者（外部）評価の導入について、検討を行います。</li> </ul>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	○	◎⇒○	◎	◎⇒☆	◎
18 年度の実施状況	* 第 4 次総合計画の進行管理連動性を高めるため、総合計画のベンチマークを記載するなど見直しを実施。				
19 年度の実施状況	<p>* 評価の効率化を図るため評価シート数を減少、総合計画進行管理・予算編成と連動性を向上させるため、事務事業評価シートの見直しを実施。</p> <p>* 第三者評価については、監査委員及び自治体経営審議会への意見聴取を実施。</p>				
20 年度の実施状況	<p>* 行政評価の実施計画（3ヶ年）との整合を図る。</p> <p>* 第三者（外部）評価は、自治体経営審議会による意見聴取を実施。</p>				
21 年度の実施状況	* 行政評価第三者評価を試行開始（H21/11）。（自治体経営審議会）				

改革項目	③補助金の適正な交付				主担当：総務課
実施内容	<p>町が交付する補助金について、補助金交付基準により、補助金の適正な運用を行います。</p> <p>第三者機関による検証の仕組みも含め、実効性のある補助金検証システムの構築を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金検証システムについて、平成 20 年度導入実施を目的に、制度の検討を行います。（平成 18～19 年度）</li> </ul>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	○	○	◎	◎	◎
18 年度の実施状況	* 予算査定や事務事業評価等において補助金の精査を実施。				
19 年度の実施状況	* 補助金点検シートを作成し、全ての補助金（n=138）に関する資料を整備し、HPにより公表を実施。				
20 年度の実施状況	* 全ての補助金について点検シートを作成し、内容点検とヒアリング実施による精査を行い、H21 予算編成へ反映。				
21 年度の実施状況	* 全ての補助金について点検シートを作成し、内容点検による精査を実施。				

### 3 健全な財政運営

#### (2) 歳出の抑制と最適化

改革項目	④中期財政計画の策定・公表				主担当：総務課
実施内容	<p>持続可能な自治体経営を推進するため、長期的な視野に立った財政運営を行うことができるよう、総合計画と連動した「中期財政計画」を策定し、公表します。</p> <p>財政シミュレーションを行い、住民に分かりやすい形で長期（5～10年）的な財政見通しを示します。</p> <p>・中期財政計画を策定、公表します。（平成18年度）</p>				
実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	○⇒◎	◎	◎	◎	◎
18年度の実施状況	* 予算編成や実施計画の指針となる中期財政計画（3年間）と総合計画期間を見据えた長期シミュレーションを作成公表（H19/3）。				
19年度の実施状況	* 事業の進捗状況による見直しを実施。				
20年度の実施状況	* 事業の進捗状況による見直しを実施。				
21年度の実施状況	* 松川町の将来財政試算（H22～27）を策定予定（H22/1）。				

改革項目	⑤工事等契約部門の設置と効率的な入札方式の導入				主担当：総務課 建設水道課
実施内容	<p>事務処理を一本化し効率的で適正な入札契約機能を確認するため、工事等契約部門の設置について検討を行います。</p> <p>小規模自治体に即した効率的な入札方式を検討、導入します。</p> <p>・工事等契約部門を設置し（設置時期については機構改革と連動します。）、効率的な入札方式を検討、導入します。（～平成20年度）</p>				
実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	△	○	◎	◎	◎
18年度の実施状況	* 入札制度及び契約部門の設置について検討を実施。（建設水道課）				
19年度の実施状況	<p>* 機構改革案において、入札部門の一括化と入札方式の見直しを提言。（総務課、建設水道課）</p> <p>* 北部地区ふるさと振興協議会において一般競争入札研修会を実施。（建設水道課）</p>				
20年度の実施状況	<p>* 入札契約部門を総務課へ一括化し実施（H20/9～）。</p> <p>* 北部地区ふるさと振興協議会において一般競争入札実施要綱（準則）を作成。</p>				
21年度の実施状況	* 一般競争入札実施要綱案を検討中。				

### 3 健全な財政運営

#### (3)民間活力の活用

改革項目	①指定管理者制度の活用と外郭団体の健全経営					主担当：総務課 保健福祉課 産業振興課 住民税務課
実施内容	<p>町が所有する公の施設の管理について、指定管理者制度を活用することにより、民間のノウハウや知恵を取り入れ、サービスの向上とコストの節減を図ります。</p> <p>外郭団体の健全経営に対し、適切な助言と指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部の公共施設について、指定管理者制度を導入します。(平成18年度)</li> </ul>					
実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
	○	◎	◎	◎	◎	
18年度の実施状況	*指定の手続きに関する条例等を制定(H17/12)後、松川町指定管理者選定委員会設置要綱を策定(H18/4)し、社会福祉センター、デイサービスセンター、総合交流促進施設の3施設について、指定管理者制度を導入。					
19年度の実施状況	*特養松川荘について指定管理者制度を導入。					
20年度の実施状況	*4施設について指定管理者制度を導入実施。					
21年度の実施状況	<p>*生田共同福祉施設を生東区に指定管理し、地域密着型の施設として活用を図った。それに伴い生田支所をJAみなみ信州生田事業所内へ移転し、地域住民利便性の向上を図った。(住民税務課)</p> <p>*松川荘、ディサービス、社会福祉センターの協定期間が終了し更新手続きを行う。(保健福祉課)</p>					

#### ☆地域協働重点プロジェクト

改革項目	②行政パートナー制度の導入					主担当：総務課
実施内容	<p>地域協働の一環として、住民が自分の持つ知識や経験を活かし、町の業務に有償ボランティアとして参加・協力する行政パートナーを制度化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政パートナー制度について、平成20年度の導入を目的に、制度の検討と要綱等の整備を行います。(平成18~19年度)</li> </ul>					
実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
	△	○	◎	◎	◎	
18年度の実施状況	*臨時・非常勤職員制度の見直しを実施。					
19年度の実施状況	*臨時・非常勤職員制度について、同種の民間給与や他自治体例などを調査し、制度改正を実施(H20/3)。					
20年度の実施状況	*各課で雇用しているパート職員について、あらかじめ一括して採用登録を行い地域人材を活用する行政パートナー制度の構築検討を実施。					
21年度の実施状況	*パート雇用者の登録制度について検討中。					

○お問合せ先

行財政改革推進会議（総務課企画財政係） 0265-36-7021（総務課直通）